

「筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 関係住民からのご意見と検討主体の考え方

筑後川水系ダム群連携事業

本資料は、関係住民の皆様から頂いたご意見等に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、頂いたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

平成28年6月

国土交通省 九州地方整備局

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（1/7）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
1. 筑後川の流水の正常な機能の維持について	<ul style="list-style-type: none"> 日本の人口は減りだしたのだから今更こういう事を考えなくても良いのではないか。 平成6年からは20年以上渇水はない。十分に対応ができている範囲であり、対応してきた。 安心・安全な農作物の安定した生産、近年増加する水害への対応など、効率的な水の活用を行う必要性は、年々高まっている。 筑後川における流水の正常な機能の維持ができれば、農業・水道・工業用水の安定確保ができ、また漁業者も安定した収穫が得られる。 筑後川下流の農業用水は都市用水などの他種用水に比べて確保が大きく遅れており、もう待てない状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の筑後川水系ダム群連携事業の検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。 同細目の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として流水の正常な機能の維持対策案の立案並びに評価軸ごとの評価をしております。 筑後川水系の「流水の正常な機能の維持」にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしております。
2. ダム群連携案の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> 自然の中で自然と共存共生していくことこそ、山間部に住む私達の特権であり、あるいは自然から頂いた既得権でもある。松末地区にとって、このダム群連携事業についての評価は全く納得いくものではない。 報告書（素案）P4-66の目的別の総合評価を行った結果について「1）、2）の評価を覆すほどの要素はない」とあるが、余りにも一方的で不安や心配、弊害が多く想定される今回の検証結果は、納得できない。 河川の流水について、無効放流水のある時に貯留し、河川の流量が少なくなった時に河川に戻す方法は非常に合理的な河川水の利用法である。 筑後川下流地区は毎年のように代掻き田植え用水の確保に苦労しておりダム群連携事業の積極的な推進をお願いしたい。 筑後川下流地区での効果的かつ効率的な利水は水瓶となるダム（寺内・江川・小石原川）と、これらを連携させるダム群連携事業において他にないと思う。 江川・寺内ダムには、両筑平野の農業用水の容量があるが、毎年渇水を余儀なくされ、間断灌水を実施するなど地元農業用水が不足している。下流のためだけでなく、農業用水の確保にも努めて頂きたい。 小石原川ダムの完成後、佐田川の水が増えるそうだがもっと増やしてほしい。 瀬ノ下地点の流況の安定を図る事を目的とする事業なら、甘木・朝倉・三井地区の水確保に寄与する方針を示してもらいたい。 検討の場における朝倉市長の「事業の内容や朝倉市域の河川環境や水環境に寄与するメリットがある事業かなど、議論できる段階になればしっかり議論させて頂きたい」の発言に関して、ダム群連携事業は朝倉市にメリットがあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の筑後川水系ダム群連携事業の検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。（略）2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて（略）全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っております。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として流水の正常な機能の維持対策案の立案並びに評価軸ごとの評価をしております。 小石原川ダム事業の目的のうち、流水の正常な機能の維持として、小石原川及び佐田川の河川環境上必要な流量を確保することとなっております。 筑後川水系ダム群連携事業は、下流に影響がないように筑後川本川の流量が豊富な時に導水し、江川ダム・寺内ダム・小石原川ダムの空き容量を活用し、渇水時には小石原川及び佐田川を通じて筑後川本川に補給するため、小石原川及び佐田川の流況改善にも寄与します。 検討の場で報告書（素案）案を説明し、「ダム群連携事業については事業の必要性は理解している」、「ダム群連携案が有利であるとの評価について意見はない」とのご意見を頂いています。 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては、詳細な検討を行ったうえで事業による効果など丁寧な説明に努めてまいります。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（2/7）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
3. 河川整備計画において想定している目標について	<ul style="list-style-type: none"> 昭和43年10月の水産庁が行った筑後川調査報告書について、どのような調査を行ったのか示してもらいたい。また、昭和54年11月に両県両漁連が45m³/sを主張しているが、なぜ当時の建設省は40m³/sを主張したのか、その根拠を示されたい。 瀬ノ下地点40m³/sという根拠が、報告書の中で見出すことができない。これが仮に40m³/sではなくて、35m³/sや30m³/sであれば、この事業自体は必要なのではないか。 報告書に水資源開発の歴史が記述されているが、瀬ノ下地点流量40m³/sの根拠が一般の人には分かりづらい。 ノリ期であれば40m³/s必要なのは分かるが、なぜ通年40m³/s必要なのか、科学的根拠を示されたい。 報告書（素案）P2-37図2.5-4からは直近（例えば過去5年間）の流況で言えば、40m³/s未満となる日数が少ない。したがってダム群連携事業の緊急性には甚だ疑問を感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水産庁の筑後川調査報告書は、筑後川水系からの取水に伴う河川流量の変化が有明海漁業にどのような影響を与えるかを調査したものです。当報告書では、「40～45m³/s程度までの減少ではその影響はほとんどないが（略）」とされています。 報告書（素案）P2-19～22、及び検討の場（第3回）の資料-3でお示しているとおり、昭和54年の筑後大堰の着工に際しては、筑後大堰下流の河川流量を巡って工事着工の阻止運動が展開されるなど、福岡都市圏等への域外導水等に対し、筑後川の河川流量の確保の重要性が強く訴えられ、水資源開発の基準となる瀬ノ下地点流量が争点となりました。このような社会的な動きを受け、前述の水産庁の報告書も参考に関係者間で協議の末、筑後川の水資源開発基準流量は河川環境の保全、既得利水、水産業に影響を及ぼさないよう配慮するため、瀬ノ下地点流量を40m³/sとすることを、昭和55年12月に福岡県・佐賀県・大分県・熊本県の4県知事、福岡県及び佐賀県有明漁業協同組合、建設省（当時）で合意しています。これらの合意を基に、長年にわたり地域の水秩序が形成されてきております。 ノリ期（冬場）を除き、夏場の水運用について、筑後大堰下流の流量が15m³/sを下回らないように配慮した水運用が行われることが関係者間で確認されており、瀬ノ下地点40m³/s以下の場合は既得農業用水（最大25m³/s）の取水制限を行っております。既得農業用水（最大25m³/s）と筑後大堰下流の流量（15m³/s）をあわせて40m³/sの確保が必要となっております。 平成に入ってから概ね2年に1回の割合で取水制限が行われるなど、安定的な取水ができないという点において慢性的な水不足となっております。
4. ダム群連携案のコストについて	<ul style="list-style-type: none"> 工事も高額、ランニングコストも年9億以上もかかり、国も財政難であり、膨大な国費の投入は無駄である。 維持管理費が1年に10億円。10年で100億円、20年で200億円。末代まで永久に必要なことになる。 子供たちや孫たちにこれ以上、借金を増やしてもらいたくない。実質的に年間9億6千万円の維持管理費が毎年かかる事を考えたら、やめてほしいと思う。 現計画の事業費については、「ハッ場ダム建設事業のコスト管理等に関する連絡協議会」のコスト管理表のように、現計画の事業費の詳細を示されたい。また、関係県の費用負担額を示されたい。示されないのであれば、その理由を示されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。（略）1)コスト（以下略）」と規定されており、筑後川水系ダム群連携事業の検証においても、これに基づき評価軸で評価を行っております。 評価軸評価の「完成するまで要する費用はいくらか」及び「維持管理費に要する費用はどのくらいか」において評価を行っております。 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策の実施にあたっては、さらなるコスト縮減に努めてまいります。 ダム群連携事業の事業費の内訳については報告書（素案）巻末資料にて、お示ししています。 九州地方整備局ホームページにて、当該年度の地方負担金額を公表しています。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（3/7）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
5. ダム群連携案の実現性について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万が一代替案を今後実施することにもなれば、更に長期化することになり、到底承知できるものではない。そういう意味からもダム群連携事業と小石原川ダム建設は同時完成を目指して推進してもらいたい。 ・ 世界的な異常気象、地球温暖化による大干ばつが襲ってこないとも限らない状況下、小石原川ダムとダム群連携事業が同時に完了するよう強力な推進をお願いする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 久喜宮地区では、筑後川本川からポンプアップして直接水路や一時的にため池に貯留して灌漑を行っている。ダム群連携事業の取水地点下流でのかんがいの取水に影響が出るのではないか。 ・ 漁業関係者、道路管理者との調整の必要性は述べてあるが、導水管等が通る地域住民との調整等は必要ないのか。全く未定未定と明らかにされず事は進んでいるように思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)3)実現性(以下略)」と規定されており、筑後川水系ダム群連携事業の検証においても、これに基づき評価軸で評価を行っております。 ・ 評価軸評価の「事業期間はどの程度必要か」において評価を行っています。 ・ またダム群連携事業については、「検証対象ダム事業等の点検」の工期の点検において建設事業着手から事業完成まで概ね6年程度を要すると見込んでいます。 ・ 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策の実施にあたっては、可能な限り工期の短縮に努めてまいります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)3)実現性(以下略)」と規定されており、筑後川水系ダム群連携事業の検証においても、これに基づき評価軸で評価を行っております。 ・ 現計画のダム群連携案は、下流に影響がないように筑後川本川の流量が豊富な時に導水し、江川ダム・寺内ダム・小石原川ダムの空き容量を活用し、渇水時には小石原川及び佐田川を通じて筑後川に流し、瀬ノ下地点の流量を確保するものです。 ・ 評価軸評価の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」及び「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」において評価を行っています。 ・ 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策の実施にあたっては、関係する土地所有者や河川使用者等に丁寧に説明を行い、同意を得てから対策を行うこととしております。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（4/7）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
5. ダム群連携案の実現性について(続き)	<ul style="list-style-type: none"> この地区は真砂土であるということで、導水管の埋設によって土砂災害の恐れもある。 山林や畑、田等の地下で送水管の埋設工事がなされた場合は、平成24年の災害以上の被害に見舞われることが心配される。 評価軸と評価の考え方の中で、西山断層帯についての検証は全然なされていない。熊本地震をはじめ全国各地で発生する地震について導水中に発生した場合の被害は甚大なものと考えられる。 報告書（素案）P3-2図3.1-2で、取水地点はどこで計画しているのか示されたい。過去に土砂崩れのあった場所なのか、断層帯を通過するのか、市民の最大の関心事であると同時に、事業に対し市民が理解を得るためにも国には説明責任が求められるので、事業費算定のもととなった現計画のルートの詳細（取水地点と放水地点の地名・地先）を示されたい。 「技術上の観点から実現性の見通しはどうか」に対して、「技術上の観点から、実現性の隘路となる要素はない」とあるが、以下の点で実現性に問題が無いのか、理由を示されたい。 <ol style="list-style-type: none"> ①事業の目標を達成するために既存ダムの改造が生じないのか？ ②トンネルルートは断層帯や土砂崩れ等の災害に対して大丈夫か？ ③サージタンクがないが、大規模地震等でポンプ稼働中に急停止した際に問題は生じないのか？その対策は事業費に計上しているのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。（略）3)実現性（以下略）」と規定されており、筑後川水系ダム群連携事業の検証においても、これに基づき評価軸で評価を行っております。 評価軸評価の「技術上の観点から実現性の隘路となる要素はないか」において評価を行っています。 現計画のダム群連携事業において想定している導水施設等については施工実績もあることから、技術上の観点から実現性の隘路となる要素はないと評価しています。なお、現計画については、報告書（素案）P3-1図3.1-1のルートを想定しています。 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたっては、必要な調査・設計を行い、関係法令等に基づき、所定の安全性を確保する構造とすることとしています。
6. ダム群連携案による地域社会への影響について	<ul style="list-style-type: none"> コストの面、それから実現性の面について有効な事業だと思うが、朝倉市の住民はこの事業について非常に心配しているので、慎重に事業を進めて頂きたい。 地域社会への大きな影響は想定されないと断言されてあるが、先祖伝来の土地を守り生活してきた地域住民にとって、大地に人工構造物をすることによる有形無形の不安や恐怖は計り知れないものがある。 地域間の利害の衡平への配慮がなされているかについて、整備する地域と下流との間で利害の衡平に係る調整が必要となると予測されるとあるが、一体全体どのようにして保つのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。（略）5)地域社会への影響（以下略）」と規定されており、筑後川水系ダム群連携事業の検証においても、これに基づき評価軸で評価を行っております。 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策の実施にあたっては、詳細な検討を行ったうえで地域の皆様の不安等が解消されるよう丁寧な説明に努めてまいります。
7. ダム群連携案による環境への影響について	<ul style="list-style-type: none"> 構造物や導水トンネルを造ることによって、水脈が変わったりすることで地下水が出なくなったりすることが想定される。工事箇所は地層が非常に弱いと心配される意見があるため、そういった面にも十分に配慮して頂きたい。 地下水について必要に応じて地下水保全対策を講じる必要があるとあるが、導水路の設置地域は、地下水（水道用水も伏流水）で生活しており生活基盤を脅かす重大問題であり、地下水保全対策の具体的な対策について例示願いたい。 導水管を通す地域が松末・杷木地区と予想され、この場合、将来に亘って旧杷木町全体の命の水の枯渇を危惧する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。（略）6)環境への影響（以下略）」と規定されており、筑後川水系ダム群連携事業の検証においても、これに基づき評価軸で評価を行っております。 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策の実施にあたっては、地下水への影響について引き続き詳細な調査を進めてまいります。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（5/7）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
7. ダム群連携案による環境への影響について（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ・本川の水は佐田川よりも汚いと聞くので、本川の水を佐田川に上げるのであれば、水質の対策を十分にしておきたい。 ・佐田川の上流に水を持ってくる計画のようだが、例えば将来アオコなどの発生問題が出て佐田川に影響が出てくるのが考えられるため、心配である。 ・「水環境に対してどのような影響があるか」に対して、「ダム群連携事業完成後は、導水先の佐田川及び寺内ダム、江川ダムの水質への影響は小さいと予測されるが、必要に応じて水質保全対策を講じる必要がある。」とある。また、パプコメの回答で「筑後川本川と佐田川上流の水質については、河川の水質基準を概ね満足しております。」とある。ダム群連携事業を実施することにより寺内ダムより上流の佐田川の水質、寺内ダムの水質、江川ダムの水質は現在に比べどうなると予測されているのか。 ・筑後川本川の水を佐田川に上げるのであれば、生態系への影響が心配されるため、詳細な専門家による綿密な調査を実施した上で事業に移って頂きたい。 ・いろんな環境の変化とともに動植物など変化してきている。報告書によると影響は少ない、何か起きた場合は何らかの措置をとると書いてあるが、佐田地区の下流域の三奈木地区・金川地区など下流についても、環境面については、十分配慮して頂きたい。 ・環境への影響の全ての項目に於いて、必要に応じて対策を講じる必要があると記されているが、結果的に事後対策であり、多くの場合、因果関係はないと結論付けて来た事例が沢山ある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)6)環境への影響(以下略)」と規定されており、筑後川水系ダム群連携事業の検証においても、これに基づき評価軸で評価を行っております。 ・ダム群連携案の水質予測については、概略検討の結果、大きな変化は予測されなかったことから、評価軸の評価においては「導水先の佐田川及び寺内ダム、江川ダムの水質への影響は小さいと予測される」としています。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策の実施にあたっては、環境への配慮に努めてまいります。
8. ダム群連携案の費用対効果について	<ul style="list-style-type: none"> ・「流水の正常な機能の維持に係る便益」の注釈に「代替法を用い身替りダムの建設費を算出」とあるが、その建設費の算出根拠を示されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身替りダムの建設費については、ダム群連携事業が有する効用と同等の効用を有する施設を設置する場合に要する推定の費用の額を、これまでの実績から算出しています。
9. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画のダム群連携案について、情報が少ないと不安に結びつくため、詳細な情報を積極的に出して頂きたい。 ・ダム群連携事業が有利であるという検討結果について地元に対して説明がないため、不誠実である。この事業を進めていく限り、必ず影響を受ける地域があるので、そのあたりを十分考えて行って頂きたい。 ・今回の意見を聴く場の概要説明などは、時間が掛かってもある程度丁寧に説明をする必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の筑後川水系ダム群連携事業の検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開したり、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集するなど情報公開に努めております。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策の実施にあたっては、関係者との調整とともに地元の皆様に対して丁寧な説明に努めてまいります。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（6/7）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
9. その他 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県筑後大堰下流の給水区域（大川市、柳川市など）の人口の推移を表示してほしい。（ダム群連携事業での受益地となる人口の推移が分かるようにすべきである） 下流域産業の近年の変遷が分かるよう記述すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の「再評価の視点(1)事業の必要性等に関する視点」において、流域及び河川の概要(流域の地形・地質・利用等の状況等)について整理することとなっており、報告書(素案)もそれに基づき作成しております。 筑後川の水利利用の変遷を示す参考値として報告書(素案)P2-7表2.1-3に福岡県、佐賀県の給水区人口を記載しています。また下流の代表的な産業であるノリの生産量の推移について報告書(素案)P2-9図2.1-12にお示ししています。 筑後川水系河川整備計画においても、「流域及び河川の概要」や「利水をとる状況」について整理しておりますのでホームページ等でご参照ください。 より詳細な情報は、各機関のホームページ等でご確認下さい。
	<ul style="list-style-type: none"> 木和田導水については、次の理由で賛成である。 <ol style="list-style-type: none"> ①電気を使わない、自然導水である。 ②3つのダムの活用、有効利用ができる。 ③維持管理で安い。江川ダム管理と一緒にできる。 	<ul style="list-style-type: none"> 皆様から頂いた貴重なご意見は、今後の河川整備にあたっての参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> 松原・下笠ダムの梅雨時前の貯水量などを考え、水害に遭った地域の住民としては、洪水対策にもしっかりと目を向けた対策をお願いしたい。 農家は雨が降るかわからないため、事前にクリークに水を貯めているが、不特定用水が確保できれば、クリークの水位を下げることができ、冠水被害の防除につながる。 みやき町の下流にある井柳川、切通川、寒水川は、大潮の時には有明海からすごい水量が上がってきて筑後大堰でとまり、右左の小河川に流れ込み冠水する。この水害を防ぐ方法として水閘門の開閉、排水機場による調節以外にはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 松原・下笠ダムは梅雨による大雨に対応するため、両ダムに洪水調節容量を確保し洪水対策を実施しております。 また筑後川水系河川整備計画に基づき河川改修や防災・減災のためにソフト対策にも取り組んでいるところです。 皆様から頂いた貴重なご意見は今後の河川整備にあたっての参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> まわりで深井戸を掘ったり、地下をさわると近辺の水位が下がり、家庭の上水道(ポンプを利用した)の水が枯れ、井戸を掘り直した家庭が多くなっている。誰の為の井戸の新設なのか明らかにしてほしい。 今回の案は井戸を掘って汲み上げるとのことだが、地下水に影響がないと言い切るのは余りに危険である。平野部に流れて行く地下水と岩盤の中の地下水に関係性が無いと言い切れるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の筑後川水系ダム群連携事業の検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。 なお報告書(素案)P4-9に記載してある「地下水取水」については、ダム群連携に代わる対策案として立案して評価した結果、コストの観点で有利ではなく、対策案の抽出に至っておりません。 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策の実施にあたっては、地下水に影響を与えないよう詳細な検討を行ってまいります。

関係住民の皆様から頂いたご意見と検討主体の考え方（7/7）

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
9. その他 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成に入っても概ね2年に1回の頻度で取水制限が実施されている」と記載されているが、直近5年間の取水制限の実施状況を示してもらいたい。直近5年間で取水制限の実施がなければ記載内容は誤りであり削除すべきである。 ・報告書（素案）P2-36図2.5-2の流況模式図はいつの流況を示しているのか示されたい。過去の流況であれば、再評価実施要領細目に即して直近の流況（例えば過去5年間）でどうなのか、示されたい。 ・報告書（素案）P3-1 3.1.3の諸元の導水量が唐突に最大2.0m³/sと記載されているが、パブコメの回答で「最大導水量2m³/sは、瀬ノ下地点40m³/sを確保するために必要な量」とあるが、一体どのようにして2.0m³/sという数字が出てきたのか、算定根拠を示されたい。 ・本川から最大2.0m³/sを導水した場合、取水地点から下流（佐田川と筑後川の合流地点まで）に流下させるべき流量を示されたい。 ・報告書（素案）P4-15表4.2-2とP4-16表4.2-3に検討対象ダムが示されているが、なぜ嘉瀬川ダムが抽出されていないのか理由を示されたい。 ・検討の場における朝倉市長の「取水、導水、水運用が地元にどのような影響があるのか検討する必要がある。」「ノリ期以外の40m³/sの根拠についても教えて頂きたい。」の発言に対して、この素案には何も回答していない。朝倉市長はこの素案の内容で納得しているのか、示されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取水制限を行った実績は、報告書（素案）P2-24表2.2-4に示すとおりです。平成以降16回（年）の取水制限を行っているため「平成に入ってから概ね2年に1回の頻度で取水制限が実施されている」と記載しています。 ・流況模式図は、計画の流況を模式的に図化したものです。直近の流況については、報告書（素案）P2-5に記載しています。 ・過去の渇水では、複数年連続する渇水が発生していることや、利水容量が満水状態から一気に全ての容量を使い切ってしまう渇水が発生していることから、利水計画基準年において利水容量を毎年回復させるために必要な導水量として最大2m³/sとしています。 ・夜明地点において河川整備計画に示すかんがい期37m³/s、非かんがい期20m³/s以上且つ瀬ノ下地点で通年40m³/s以上の流況がある場合、これを下回らない範囲で最大2m³/s導水することとしています。 ・河川を通して直接補給することを前提に、筑後川水系内でかつ補給地点の瀬ノ下地点より上流のダム等を対象としています。 ・報告書（素案）P2-19～22、及び検討の場（第3回）でお示ししているとおり、筑後大堰の着工に際し、河川流量の確保の重要性が強く訴えられ、筑後川の水資源開発基準流量は河川環境の保全、既得水利、水産業に影響を及ぼさないよう配慮するため、関係機関で合意され長年にわたり地域の水の秩序が形成されていること。また、夏場の水運用では筑後大堰下流の流量が15m³/sを下回らないように配慮した水運用が行われており、瀬ノ下40m³/s以下の場合は既得農業用水では取水制限がなされていることから、既得農業用水と筑後大堰下流の流量をあわせて40m³/sの確保が必要となっています。 ・検討の場において報告書（素案）案により説明し、「ダム群連携事業については事業の必要性は理解している」、「ダム群連携案が有利であるとの評価について意見はない」とのご意見を頂いています。引き続き丁寧な説明に努めてまいります。